

第89回医療保険部会で依頼のあった資料 (短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大)

平成27年11月20日
厚生労働省

激変緩和措置の効果・影響について(後期高齢者支援金)

【激変緩和措置の仕組み】

○ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)において、平成28年10月から平成29年3月までの間、後期高齢者支援金の算定に当たって、報酬(標準報酬月額と標準賞与額の合計額を加入月数で割った額)が10.1万円に満たない者及びその被扶養者(「特定加入者」)については、政令で定める割合を乗じて得た数を加入者数として補正することとされている。

※ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)等により改正。

○ 以下は、被用者保険者のグループごとの特定加入者数に基づき、激変緩和措置を実施した場合の後期高齢者支援金の拠出金単価等を比較したもの。なお、健保組合では、負担減となる保険者と負担増となる保険者が生じることとなる。

※ 特定加入者数は、パート適用拡大に伴い被保険者となる者に、「健康保険・船員保険事業年報(平成25年度)」(厚生労働省保険局)に基づき推計した報酬水準が一定以下の者の加入者を加え、機械的に試算したものである。なお、前期調整に係る後期高齢者支援金は含めていない。

			健保組合	協会けんぽ	共済組合
拠出金単価	補正後	0.1	57,264円		
		0.01	57,347円		
	補正前		56,450円		
加入者数	補正後	0.1	2,880万人	3,424万人	876万人
		0.01	2,878万人	3,416万人	876万人
	補正前		2,904万人	3,504万人	876万人
特定加入者数			約26万人	約89万人	—

※四捨五入により計数が一致しない場合がある。

激変緩和措置による影響

○ 厚生労働省において、チェーンストア系の14健保(※)が行った実態把握を基に、適用拡大による影響を試算したところ、以下のとおり。

<前提> (当該14健保からの報告によるもの)

	現在 (平成27年度)	適用拡大後 (平成28年10月～)	平成29年度
加入者数	46万人	53万人(+7万人)	61万人(+14万人)
1人当たり平均標準報酬年額	354万円	312万円	282万円
実質保険料率(健康保険分)	107.17%	112.72% (給付等分86.35%+支援金分26.37%)	123.22% (給付等分98.41%+支援金分24.81%)
実質保険料率(介護保険分)	20.59%	20.59%	20.65%

<激変緩和措置による影響の試算> (億円)

	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
	1,268	健康保険		介護保険 納付金	1,300	健康保険		介護保険 納付金	1,326	健康保険		介護保険 納付金
		医療給付 費等	後期支援金			医療給付 費等	後期支援金			医療給付 費等	後期支援金	
適用拡大がないと仮定した場合	1,268	891	241	135	1,300	912	239	149	1,326	934	232	160
適用拡大後激変緩和措置を講じない場合	/				1,484	1,031	265	188	1,781	1,270	269	242
激変緩和措置を講じた場合(0.01人換算)					1,433	1,031	252	150	1,701	1,270	269	162

※ チェーンストア14健保: イオン健保、セブン&アイ・ホールディングス健保、ダイエー健保、ユニーグループ健保、イズミヤグループ健保、ライフコーポレーション健保、ベイシアグループ健保、東武流通健保、カスミ健保、平和堂健保、いなげや健保、マルエツ健保、コープこうべ健保、イズミグループ健保

※ 後期支援金分については、適用拡大による特定加入者の増加による影響のみであり、特定加入者の増加に伴う総報酬割の影響までは見込んでいない。

適用拡大対象25万人の推計方法の概要

推計人数

国民年金加入区分
(第1号、第3号、非加入)

① 第2号被保険者でない15～69歳の適用事業所に雇用されている
「フルタイムでない会社員・公務員」及び「臨時・不定期」の者
(平成22年公的年金加入状況等調査特別集計結果)

→ **800万人** (320万、270万、200万)

② ①のうち、週の所定労働時間20～30時間の短時間労働者(日雇い
労働者を除く)
(平成22年11月労働力調査の結果及び平成23年パートタイム労働者総合実態調査特別集計
結果から推計)

→ **400万人** (150万、170万、80万)
(男性90万、女性300万)

③ ②のうち、学生(専修学校及び各種学校の学生を含む)を除く
(平成22年公的年金加入状況等調査特別集計結果から推計)

→ **350万人** (120万、160万、60万)

④ ③のうち、雇用期間1年未満の者(男性25%、女性30%)と、
月収8.8万円未満(第1号60%、第3号77%、非加入65%)を除く
(平成23年パートタイム労働者総合実態調査特別集計結果から推計)

→ **80万人** (30万、30万、20万)

⑤ ④のうち、規模501人以上の事業所に勤める者(35%)
(平成22年業態別規模別適用状況調から推計)

→ **25万人** (10万、10万、5万)
(男性5万、女性20万)

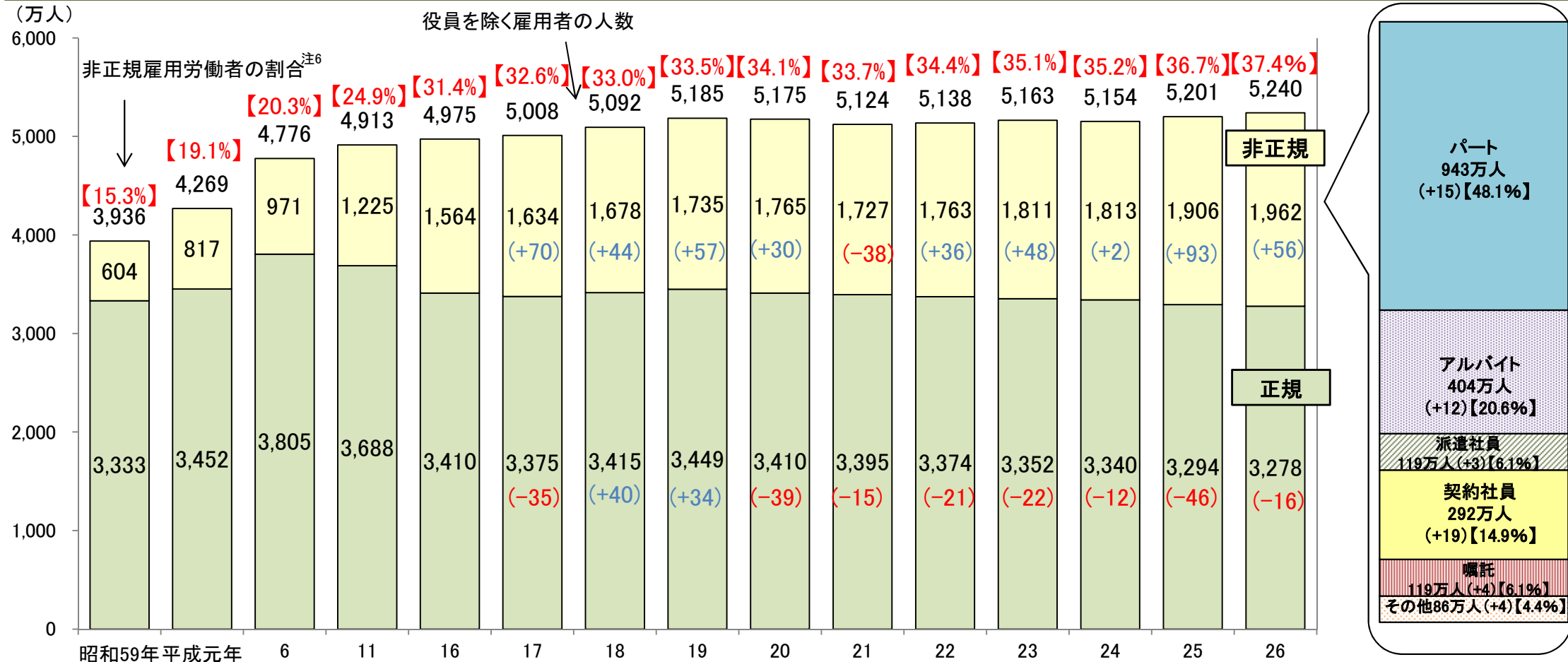
正規雇用と非正規雇用労働者の推移

○ 非正規雇用は、平成6年から平成16年までの間に増加し、以降現在まで緩やかに増加（役員を除く雇用者全体の37.4%・平成26年平均）。

なお、直近(平成27年9月現在)では、1,986万人(37.2%)。[※]

○ 正規雇用は、平成6年から平成16年までの間に減少し、以降その数はわずかに減少。

※総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年9月分)。なお、月単位の公表は平成25年1月から開始。増減を見る場合には、季節的変動があるため、通常、前年同月との比較を行う。



(資料出所) 平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

- (注) 1) 平成17年から平成23年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)に切替え集計した値。
- 2) 平成23年の数値、割合及び前年差は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値。
- 3) 雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。
- 4) 正規雇用労働者：勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。
- 5) 非正規雇用労働者：勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。
- 6) 割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

正社員転換・待遇改善実現本部

【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）に、正社員転換や雇用管理改善の重要性が指摘され、非正規雇用労働者の正社員転換等を加速させていくことが盛り込まれたこと等を踏まえ、「正社員転換・待遇改善実現プラン（5カ年計画）」を策定するとともに、正社員転換・待遇改善等の雇用対策について、省をあげて取り組む。

1. 大臣を本部長とする「正社員転換・待遇改善実現本部」を設置

- 本部長 厚生労働大臣
- 本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）
- 事務局長 職業安定局長
- 構成員 労働基準局長、雇用均等・児童家庭局長、職業能力開発局長、政策統括官（労働担当）等

2. 正社員転換等を加速させるための「正社員転換・待遇改善実現プラン（5か年計画）」を策定（平成28年1月）。不本意非正規比率などに目標値を設定。

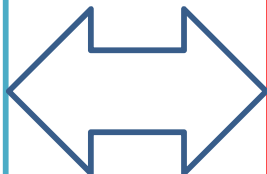
正社員転換・待遇改善実現チーム

主査 職業安定局長

各都道府県労働局に設置

〈協力要請・連携〉

- ・都道府県
- ・市町村
- ・事業主団体
- ・労働団体 等



都道府県正社員転換・待遇改善実現本部

（本部長 都道府県労働局長）

- 都道府県労働局においても、労働局長が陣頭に立って、地域における正社員転換・待遇改善等を強力に推進